4　金融庁長官は、前項の最終指定親会社が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあっては、第一項第四号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、令第十七条の二の十二第二項の規定により読み替えて適用する法第五十七条の十五第一項の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（業務又は財産の状況に関する報告）

第二百八条の二十五　最終指定親会社は、法第五十七条の十五第二項の規定により、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める提出期限までに金融庁長官に提出しなければならない。

一　別紙様式第十七号の六により作成した資金調達に関する支援の状況等に関する報告書　毎四半期経過後一月以内

二　四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書又は指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいい、事業年度における最後の四半期に係るものを除く。以下この条において同じ。）　毎四半期経過後三月以内（外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後三月以内に四半期連結財務諸表を提出することができないと認められる場合には、金融庁長官の承認を受けた期間内）

2　最終指定親会社は、四半期連結財務諸表を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行又は指定国際会計基準に従うものとする。

3　外国会社である最終指定親会社は、第一項第二号の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　四半期連結財務諸表の提出に関し当該承認を受けようとする期間

三　四半期連結財務諸表の提出に関し当該承認を必要とする理由

4　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又はこれに代わる書面

二　当該承認申請書に記載された当該最終指定親会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　前項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

四　前項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合以外の場合には、当該理由を証する書面

5　金融庁長官は、第三項の承認の申請があった場合において、当該最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後三月以内に四半期連結財務諸表を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する四半期（その日が四半期開始後三月以内（直前四半期に係る四半期連結財務諸表の提出に関して当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前四半期）から当該申請に係る同項第三号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る四半期連結財務諸表について、第一項第二号の承認をするものとする。

6　金融庁長官は、前項の最終指定親会社が毎四半期経過後三月以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあっては、第三項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、第一項第二号の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一　当該四半期中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（説明書類の記載事項）

第二百八条の二十六　法第五十七条の十六に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　最終指定親会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ　商号又は名称

ロ　法第五十七条の十二第一項の規定による指定を受けた日

ハ　沿革及び経営の組織（最終指定親会社の子法人等（法第五十七条の十六の説明書類の内容に重要な影響を与えない子法人等を除く。以下この条において同じ。）の経営管理に係る体制を含む。）

ニ　株式等（株式又は持分をいう。ニにおいて同じ。）に係る議決権の保有数の上位十位までの株主又は出資者の氏名又は名称並びにその株式等に係る議決権の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式等に係る議決権の数の割合

ホ　法第五十七条の十三第一項第二号から第四号までに掲げる事項及び第二百八条の十九第一号に掲げる事項

ヘ　対象特別金融商品取引業者の商号、登録年月日及び登録番号並びに届出日

二　最終指定親会社及びその子法人等の概況に関する次に掲げる事項

イ　最終指定親会社及びその子法人等の主要な事業の内容及び組織の構成

ロ　最終指定親会社の子法人等に関する次に掲げる事項

(1)　商号又は名称

(2)　本店又は主たる事務所の所在地

(3)　資本金の額、基金の総額又は出資の総額

(4)　事業の内容

(5)　最終指定親会社が保有する子法人等の議決権の数が、当該子法人等の総株主等の議決権の数に占める割合

(6)　最終指定親会社及びその一の子法人等以外の子法人等が保有する当該一の子法人等の議決権の数が、当該一の子法人等の総株主等の議決権の数に占める割合

三　最終指定親会社及びその子法人等の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ　直近の事業年度における業務の概要

ロ　直近の三連結会計年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)　営業収益（売上高その他これに準ずるものを含む。次号ハにおいて同じ。）

(2)　経常利益又は経常損失

(3)　当期利益又は当期損失

(4)　純資産額

(5)　総資産額

(6)　各連結会計年度終了の日における連結自己資本規制比率（法第五十七条の十七第一項に規定する自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。次号ヘにおいて同じ。）